

大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領

平成17年4月1日
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構において発注する工事，製造若しくは役務提供の請負契約又は物品の供給契約の取扱については，大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めによるほか，文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）を準用するとともに，この要領の定めるところによる。

(読替え)

第2 文部科学省発注工事請負等契約規則について，次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 「国」，「国庫」及び「文部科学省」とあるのは，「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」に読み替えるものとする。
- 二 「訓令」とあるのは，「要領」に読み替えるものとする。
- 三 「契約担当官等」とあるのは，「契約事務責任者」に読み替えるものとする。
- 四 第1条の「会計法（昭和22年法律第35号）」とあるのは，「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号。以下「契約実施規則」という。）」に読み替えるものとする。
- 五 第2条の「会計法第29条の3第1項」とあるのは，「契約実施規則第2条」に読み替えるものとする。
- 六 第12条の「予決令第84条」とあるのは，「契約実施規則第22条」に読み替えるものとする。
- 七 第13条の「会計法第29条の6ただし書の規定により，予決令第84条に規定する契約」とあるのは，「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 八 第14条の「予決令第84条に規定する契約」とあるのは，「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 九 第15条の「予決令第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては，契約事務取扱規則第15条の規定による請書その他これに準ず

る書面」とあるのは、「契約実施規則第37条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、契約実施規則第37条第2項の規定による請書その他これに準ずる書面」に読み替えるものとする。

十 第15条の「会計法第29条の9第1項ただし書の規定」とあるのは、「契約実施規則第38条第1項ただし書の規定」と読み替えるものとする。

十一 第16条第1項第2号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第1号から第3号までに掲げる有価証券」とあるのは、「政府の保証のある債権、銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行した債券、确实と認められる社債、若しくは、地方債」と読み替えるものとする。

十二 第16条第1項第4号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第3号並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第4号及び第5号に掲げる有価証券」とあるのは、「銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手、若しくは、引き受け又は保証した手形」に読み替えるものとする。

十三 第三章の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約及び役務請負契約」に読み替えるものとする。

十四 第25条の「(製造請負契約基準)」とあるのは、「(製造請負契約基準及び役務提供契約基準)」に読み替えるものとする。

十五 第25条第1項の「製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第二号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）とあるのは、「製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）又は役務提供に関する請負契約（以下「役務請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第二号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）又は別記第二号の2の役務提供契約基準（以下「役務提供契約基準」という。）」に読み替えるものとする。

十六 第25条第2項の「製造請負契約基準」とあるのは、「製造請負契約基準又は役務提供契約基準」に読み替えるものとする。

十七 第26条の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約又は役務請負契約」に読み替えるものとする。

十八 第26条第1項第1号の「請負に付する製造の表示」とあるのは、「請負に付する製造又は役務の表示」に読み替えるものとする。

十九 第26条第1項第3号の「製造の引渡場所」とあるのは、「製造の引渡場所又は

役務提供の場所」に読み替えるものとする。

二十 第26条第1項第6号の「製造完成期限」とあるのは、「製造完成期限又は役務完了期限」に読み替えるものとする。

二十一 第26条第1項第7号の「製造完成通知書の送付先」とあるのは、「製造完成通知書又は完了通知書の送付先」に読み替えるものとする。

二十二 第26条第1項第12号の「製造請負契約基準によるべき旨の表示」とあるのは、「製造請負契約基準又は役務提供契約基準によるべき旨の表示」に読み替えるものとする。

二十三 第26条第1項第15号の「その他製造請負契約に関し必要な事項」とあるのは、「その他製造請負契約又は役務請負契約に関し必要な事項」に読み替えるものとする。

二十四 第27条の「(製造費内訳書)」とあるのは、「(製造費内訳書又は経費内訳書)」に読み替えるものとする。

二十五 第27条の「製造請負契約」とあるのは、「製造請負契約又は役務請負契約」に読み替えるものとする。

(削除)

第3 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文を削除するものとする。

一 第16条第1項第5号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第6号に掲げる」は削除するものとする。

二 第16条第1項第6号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第7号に掲げる」は削除するものとする。

三 第16条第1項第7号の「契約事務取扱規則第16条第2号に掲げる」は削除するものとする。

四 第23条は削除するものとする。

五 第31条は削除するものとする。

六 別記第一号 工事請負契約基準第32第3項は削除するものとする。

七 別記第二号 製造請負契約基準第21第3項は削除するものとする。

八 別記第三号 物品供給契約基準第6第3項は削除するものとする。

九 別記各様式の「支出負担行為担当官」は削除するものとする。

(追加)

第4 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文を追加するものとする。

- 一 別記第一号 工事請負契約基準第43第1項第5号の次に、第6号として「当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第7号として「当該契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
 - 二 別記第二号 製造請負契約基準第26第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
 - 三 別記第三号 物品供給契約基準第11第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、供給者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
- 2 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次のとおり別記を追加するものとする。
 - 一 役務提供契約基準（別記第二号の2）

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記第二号の2

役務提供契約基準

(平成29年4月1日制定)

この基準は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「発注者」という。）が締結する役務提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第一 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務提供の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の役務提供を契約書記載の履行期間内に請負うものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 役務提供の実施方法等請負を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(業務の実施の調整)

第二 発注者は、この契約に基づき実施する受注者の業務（以下「業務」という。）が、発注者の発注に係る第三者の施行する業務と密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(経費内訳書の提出)

第三 受注者は、この契約締結後15日以内に仕様書に基づいて、経費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に内訳書の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

2 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第四 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任又は下請負の禁止)

第五 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第六 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第七 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務の履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務の履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(個人情報に係る秘密保持)

第八 受注者は、発注者から提供された個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の第2条1項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号により取り扱わなければならない。

一 個人情報は秘密保持の義務を負うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

二 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るもの

とし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

三 この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

四 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

五 この契約の履行後、個人情報を消去するとともに、発注者から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を発注者に返却しなければならない。

六 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。

2 受注者は、前項各号に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。

3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に報告しなければならない。

5 前各項は、受注者がこの契約の一部を第5により他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、受注者の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に違反し、個人情報の漏えい等の損害が発生した場合は、受注者はその賠償責任を負うものとする。

（業務従事者の管理）

第九 受注者は、その指揮及び監督に服する者（以下「業務従事者」という。）に業務を実施させることができる。

2 受注者は、業務従事者の仕様書で求める要件、並びに業務従事者の安全衛生、風紀及び規律の管理に一切の責任を負うものとし、発注者は、業務を履行する上で適当でないことを認め、業務従事者の交代を受注者に請求することができる。

（監督職員）

第十 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、この契約の履行について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、受注者に対する指示、契約書に基づく工程の管理、立会い、業務の実施状況の検査（確認を含む。）の権限を有する。

4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（履行報告）

第十一 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品の管理）

第十二 発注者が受注者に貸与する物品（施設を含む。）等（以下「貸与品」という。）の品名、数量等については、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、業務の実施に当たり、発注者から貸与された貸与品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書不適合の場合の改善義務）

第十三 受注者は、業務が仕様書に適合しない場合において、発注者がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められる履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ

ればならない。

(仕様書の変更)

第十四 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 受注者は、必要があれば、仕様書について軽微な変更をすることができるものとし、その際は、監督職員の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

(業務の中止)

第十五 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第十六 受注者は、天候の不良、第二の規定に基づく業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮等)

第十七 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により業務実施期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる業務実施期間に満たない業務実施期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第十八 履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限の変更事由が生じた日（第十六の場合にあっては、発注者が履行期限変更の請求を受けた日、第十七第1項及び第2項の場合にあっては、受注者が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第十九 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第二十 業務が完了する前に、当該業務の実施に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査）

第二十一 受注者は、業務の実施が完了したときは、その旨を完了通知書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、仕様書に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、改めて仕様書に定める業務を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第二十二 受注者は、第二十一第2項の検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに請負代金を支払うものとする。

(部分払)

第二十三 受注者は、業務の完了前に、性質上可分の完済部分については当該完済部分に相応する請負代金相当額の全額について、性質上不可分の出来形部分については当該出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る完済部分又は出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。

6 部分払金の額は、性質上可分の完済部分については第3項に規定する検査において確認した完済部分に相応する請負代金相当額の全額とし、性質上不可分の出来形部分については次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × 9 / 10

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

第二十四 発注者は、業務に瑕疵があるときは、受注者に対して業務の検査を完了した日から1年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、業務の検査の際に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず

ず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、業務の瑕疵が発注者の貸与品の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその貸与品又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第二十五 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から履行済み業務に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第二十二第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約保証金)

第二十六 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第二十七 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額（単価契約の場合においては、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額）を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排

- 除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者は同法19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、発注者が超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者はこの契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（発注者の解除権）

- 第二十八 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 業務の実施に当たり、善良なる管理者の注意義務を怠って発注者に損害を与えたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 その責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に給付を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 四 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第三十第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 六 当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 七 当該契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

八 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第二十九 発注者は、業務が完了するまでの間は、第二十八第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の履行済部分を検査のうえ、当該検査に合格した履行済部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 第二十一第2項後段の規定は、前項の検査について準用する。

4 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第三十 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。
- 二 天災その他避けることの出来ない理由により、業務を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 第二十九第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第三十一 発注者は、契約が解除された場合においては、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した履行済部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第二十八の規定によるときは発注者が定め、第二十九又は第三十の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(制裁金等の徴収)

第三十二 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第三十三 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。